若桜町フリースクール等利用料助成制度について

１．助成の対象となる方

フリースクール又は教育支援センター（※１）に通所する、義務教育段階にある児童生徒の保護者の方で、次のいずれにも該当する方。

（１）児童生徒及び保護者等が若桜町に住所を有すること。

（２）その他対象経費の補助を別に受けていない者。

※１「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会が「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として認定している施設に限ります。

２．補助対象となる経費

（１）授業料（定期的に支払う定額分）

（２）通所に係る交通費

（３）実習費等

３．補助金額

【授業料（定期的に支払う定額分)】

１人当たり月額２０,０００円又は月額の２/３（百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額

【交通費・実習費等】

小学生１人当たり　月額　３,０００円

中学生１人当たり　月額　６,０００円

４．申請に必要な書類

①若桜町フリースクール等利用料助成事業補助金交付申請書兼請求書

※申請書は若桜町ホームページからダウンロードしていただくか、教育委員会事務局でお受け取りください。

②補助対象経費の支払い状況が確認できる書類（領収書等）

③口座振込依頼書（初回のみ）

５．申請方法

若桜町教育委員会事務局へ必要書類を持参してください。

受付時間　平日８時３０分～１７時１５分

６．申請時期

フリースクール又は教育支援センターに通所した時期が４月から６月→７月末日まで

フリースクール又は教育支援センターに通所した時期が７月から９月→10 月末日まで

フリースクール又は教育支援センターに通所した時期が 10 月から 12 月→１月末日まで

フリースクール又は教育支援センターに通所した時期が１月から３月→３月末日まで

７．交付の方法

指定の口座へお振り込みします。

８．お問い合わせ先

若桜町教育委員会事務局

〒680-0701　八頭郡若桜町大字若桜 757 番地

TEL　82-2213　　FAX 82-1045

Email　kyouiku@town.wakasa.tottori.jp